

地域公共交通計画とは

地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもの。

地域公共交通活性化再生法の改正

- 地域公共交通活性化再生法が令和2年11月に改正され、地方公共団体による**地域公共交通計画**の作成が**努力義務化**
- 地域公共交通計画には、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（福祉輸送、スクールバスなど）も、計画に位置付け（地域旅客運送サービス継続事業、法第27条の2）
- 国は、**広域的連携による計画作成を促進**、複数市町村が県に共同での計画作成を要請できる規定を新設（法第5条8項）

地域公共交通計画（改正後）

（市町村または都道府県（市町村と共同）が作成）

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



県の対応（広域圏で作成）

- 今回の法改正を好機と捉え、**新・総合計画ビジョン**で掲げる「ニューノーマル～一極集中からの脱却を目指す自立分散型社会」を実現するため、**交通まちづくり戦略内の公共交通計画**として位置付け
- 県が全県網羅の広域的な公共交通のあり方を示し**、市町村や公共交通事業者との連携強化により、効率的な公共交通ネットワークの形成を図る
- まちづくりと連携した広域ネットワークを構築するため、**都市計画区域マスタープランの広域都市計画圏（4圏域）と同エリアで作成**、立地適正化計画との連携
- 市町村は、県計画に基づき、地域に応じた「地域公共交通計画」の策定や、具体的な路線の再編、ダイヤ改正など、利便性向上に資する具体的な取組「地域公共交通利便増進実施計画」等を作成

新・総合計画ビジョン（任意計画）

県土整備プラン（任意計画）

今回一部改正

交通まちづくり戦略（H30.3策定済）（任意計画）
（交通とまちづくりを一体的に進めていく『実行計画』）

今回作成

群馬県地域公共交通計画（法定計画）

含める

広域都市計画圏
都市計画区域
マスタープラン
（法定計画）

県

市町村

市町村
地域公共交通計画（法定計画）
地域公共交通利便増進実施計画（法定計画）

市町村
都市計画マスタープラン（法定計画）
立地適正化計画（法定計画）

策定方法、計画概要

1 計画策定エリア

県央広域、東毛広域、吾妻広域、利根沼田広域の4圏域

2 検討体制

県、市町村、交通事業者、有識者などをメンバーとする法定協議会及び地域部会(4圏域)を設立

3 策定の考え方

国の現状認識、基本的考え方を踏まえ、群馬県での移動手段の確保策を検討

(現状認識)

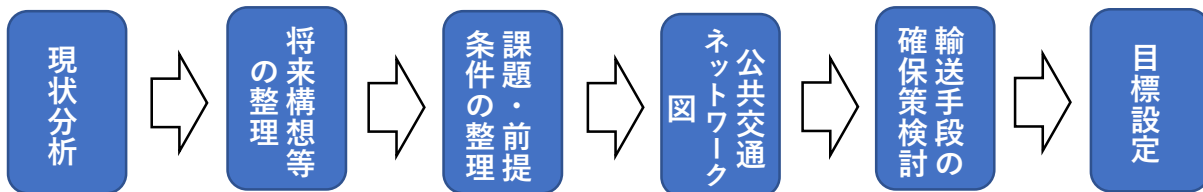
- ・ 高齢者の運転免許返納など、移動手段の確保が重要だが、**人口減少、運転手不足で、公共交通の維持が容易でない。**
- ・ 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者など来訪者でも**利用しやすい移動手段の確保**に努めていく必要がある。

(基本的考え方)

- ・ パーソントリップ調査データなどの現状分析を踏まえ、バス、タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段を総動員して移動ニーズに対応



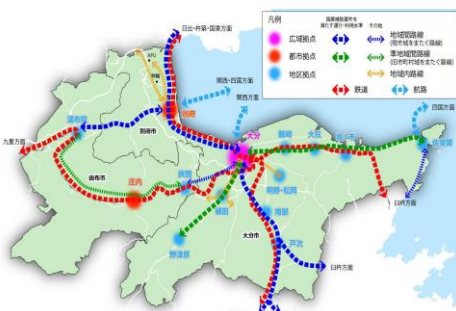
4 検討手順



5 計画案のイメージ

公共交通ネットワーク図

将来にわたって維持・強化する地域間幹線を明らかにする



大分県中部圏地域公共交通網形成計画

輸送手段の確保策

既存サービスの改善・維持

- 路線網、ダイヤ、運賃見直し
- 交通系ICカード、MaaS
- 貨客混載による収入確保
- 自動運転技術の活用



交通系ICカード導入

ラストマイル対策

- 需要に応じた最適化 (デマンド、タクシー、ボランティア運送など)
- スクールバス、福祉輸送の活用



ボランティア運送 (安中市)

計画期間

令和4年度 (2022) から令和8年度 (2026) まで **5年間 (20年後を展望)**

※ 取組施策を短期 (概ね1~5年)、中長期 (概ね5年~20年) に区分

策定スケジュール

- ・ 令和2年度：法定協議会・地域部会を設立、県全域(4エリア)計画検討案の作成
- ・ 令和3年度：各地域部会・法定協議会で計画内容を検討
- ・ 令和4年度：県議会報告 ⇒ パブコメ ⇒ 県議会【審議】 ⇒ 計画決定・公表(R4年11月予定)

県が考える計画の方向性

限られた予算の中で効率的で持続可能な公共交通ネットワークを確立するには、交通の取捨選択が必要であるため、以下の視点に基づいた県計画内容を地域ごとに検討する。

1 主要拠点の設定

「群馬県計画圏都市計画区域マスタープラン」に示す各拠点（中枢、都市、地域、複合）や連携軸を参考に公共交通の主要幹線等で結ぶべき施設について評価を行い、移動の拠点とすべき主要拠点を設定する。

2 主要幹線及び補助幹線（交通軸）の設定

「群馬県都市計画圏都市計画区域マスタープラン」及びパーソントリップ調査に基づく移動実態、既存交通の輸送量等を考慮し、主要拠点との最適な連結方法（交通手段）を検討の上、主要幹線及び補助幹線（交通軸）を設定する。

3 公共交通を手厚くする重点エリア及びその他エリアの設定

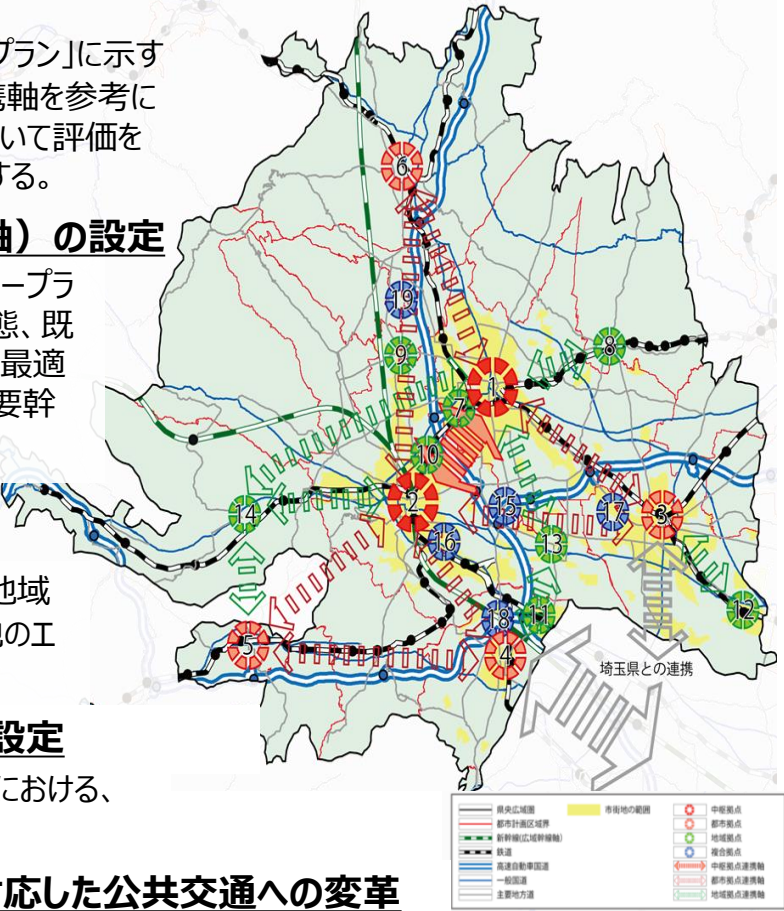
地域の特性や移動実態等を考慮の上、地域で公共交通を手厚くすべき重点エリアとその他のエリアを設定する。

4 その他エリアにおける移動手段の設定

公共交通サービスが不足するその他エリアにおける、需要に応じた最適な移動手段を設定する。

5 ニューノーマル及び先進技術に対応した公共交通への変革

新型コロナウイルス感染拡大による移動需要の減少に対応するため、MaaSやオンデマンドサービスの導入など、ニューノーマルに対応した公共交通のあり方について検討する。また、自動運転やA I 配車等の先進技術の導入を検討するなど、10年、20年先を見据えた計画とする。



計画策定に係る各組織の役割

組織	群馬県	法定協議会	地域部会	市町村 (市町村地域公共交通会議)	公共交通事業者
役割	① 県計画（広域圏別）方針、主要幹線・拠点等の設定、目標案の作成	① 県計画（広域圏別）方針、主要拠点・主要幹線等の設定、目標の決定	① 広域圏県計画方針、主要拠点・主要幹線等の設定、目標の検討	① 地域（市町村及び広域圏）が抱える課題整理、データ提供	① 県計画方針、主要拠点・幹線等の設定、目標案の実現可能性に係る検討
	② 県法定協議会（地域部会含む）の運営	② 全県的な意見集約、情報共有	② 広域圏県計画に係る意見集約、情報共有	② 市町村地域公共交通会議等を利用した、地域における県計画に対する意見集約、情報共有	② 公共交通事業者からみた交通網の課題整理及び対応策の検討・提案
	③ 関係者（市町村、事業者等）との調整	③ 全県的な課題整理・取組の検討	③ 各市町村等から持ち寄られた広域的な課題について、具体的な議論による対応策の検討	③ 地域における課題解決に向けた具体的な議論による対応策の検討	③ 計画に基づいた、バス路線の見直しやダイヤ改正等
	④ 地域における具体的な公共交通網の再編実施（バス路線再編等）に係る支援			④ 地域における具体的な公共交通網の再編実施（地域公共交通利便増進実施計画の策定、バス路線再編等）	
費用負担	① 県法定協議会（地域部会含む）運営費			① 市町村地域公共交通会議運営費（交通会議未設定の市町村は除く）	① バス路線の見直しやダイヤ改正等費用
	② 県計画策定に係る業務委託費			② 県計画策定の意見集約等に係る事務費全般	
	③ 主要幹線に係る補助金交付			③ 具体的なバス路線の見直しやダイヤ改正等費用	
	④ 地域における具体的な公共交通網の再編実施（バス路線再編等）に係る支援（県予算契約）				